

Ⅱ 環境保全行政の実施状況

本章では、地球温暖化防止への取組状況、公害防止関連法令に基づく届出状況、公害（苦情）の発生及び処理状況、不法投棄・野焼き対策の現状を示し、加西市内における法令規制の対象案件の発生状況を整理しています。

1 地球温暖化防止への取組

（１）ゼロカーボンシティ宣言

脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていく姿勢を表明するため、２０５０年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和３年２月に宣言しました。今後は、「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」の実現に向けて、市民や事業者と共に、市域全体で創・省・蓄エネの活用をはじめとした地球温暖化対策の取組を進めていきます。

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

令和３年３月に策定した「加西市気候エネルギー行動計画（第２次加西市地球温暖化対策地域推進計画）」に引き続き、平成２５年度を基準年度として令和１２年度までに市内の温室効果ガス排出量を５３％削減し、２０５０年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを目標とした「加西市気候エネルギー行動計画」（加西市地球温暖化対策地域推進計画）を令和６年３月に策定しました。

（３）地方公共団体実行計画（事務事業編）

加西市役所は、平成２９年３月に策定した「第３次加西市地球温暖化対策実行計画」に引き続き、平成２６年度を基準年度として令和１２年度における電力消費に伴う温室効果ガスの総排出量を１００％削減することを目標とした「加西市気候エネルギー行動計画」（加西市地球温暖化対策地域推進計画）を令和６年３月に策定し、加西市役所の事務・事業における温室効果ガスの削減に努めています。

（４）加西市役所の事務・事業における温室効果ガス排出要因別の削減目標と削減実績

平成２６年５月から小野加東加西環境施設事務組合において燃えるごみの共同処理を開始したため加西市クリーンセンターでの廃棄物の焼却がなくなったことや、平成２８年４月から加西衛生センター事業の包括委託によりＡ重油の使用量が大幅に減少したこと、更には節電意識の高まりによる電気使用量の減少や電気事業者の排出係数の大幅な減少により、令和５年度の温室効果ガス排出量は６,３９８ｔで平成２６年度（基準年度）の１０,７６６ｔと比較して、４０.６％の削減となり、目標値以上の結果となりました。また、令和３年１０月より、市庁舎等の公共施設の電気について一部再エネ調達を実施したことにより、再エネ価値を反映した総排出量は、反映していない総排出量と比べ１,３３４ｔ少ない５,０６４ｔになりました。

なお、排出量の内訳は、電気使用に伴うものが８０％と最も多く、次いで燃料の使用に伴うものが１８％と続いています。

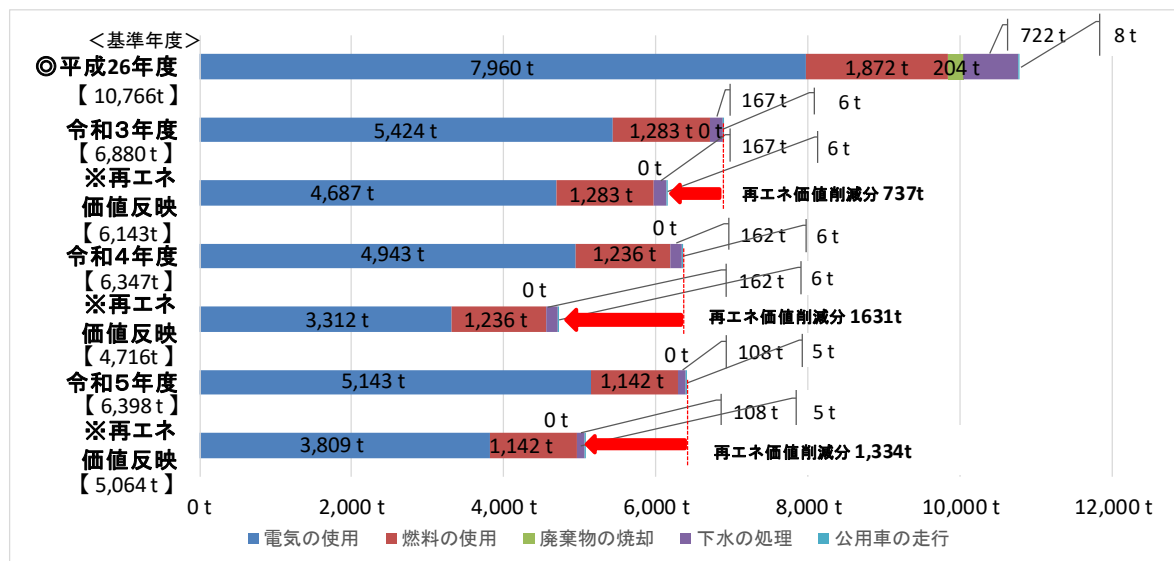
令和5年度温室効果ガス総排出量

単位: kg-CO₂

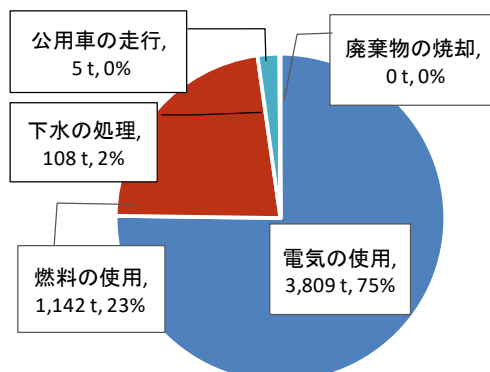
取組項目			平成26年度(基準年度)		令和5年度		
(排出要因)			活動量	排出量	活動量	排出量	構成比 対26年度比
エネルギー要因	燃料の使用	ガソリン(L)	46,064	106,944	56,548	129,496	2% 21.1%
		灯油(L)	363,234	904,265	325,430	813,574	13% -10.0%
		軽油(L)	15,853	41,523	17,176	45,002	1% 8.4%
		A重油(L)	252,450	684,046	0	-	0% -100.0%
		LPG(m³)	22,675	135,523	25,769	153,998	2% 13.6%
		計	-	1,872,302	-	1,142,070	18% -39.0%
	電気の使用(kwh)		15,426,712	7,960,183	12,639,537	5,143,059	80% -35.4%
		再エネ価値反映	15,426,712	7,960,183	12,639,537	3,809,241	75% -52.1%
		計		9,832,485		6,285,129	98% -36.1%
	再エネ価値反映	-			4,951,311	98% -49.6%	
非エネルギー要因	一般廃棄物の焼却(t)	320	204,303	-	-	- -100.0%	
	その他非エネルギー要因	-	729,292	-	113,110	2% -84.5%	
	計		933,595		113,110	2% -87.9%	
総排出量				10,766,080		6,398,238	100% -40.6%
再エネ価値反映			-			5,064,420	100% -53.0%

※エネルギー要因は燃料使用量及び電気使用量、非エネルギー要因は燃料使用量以外(例えば、廃棄物焼却量、公用車の走行など)のものとする。
 ※再エネ価値反映: 令和3年10月から、主要な市公共施設に再エネ価値(高圧30%・低圧100%)を反映しました。

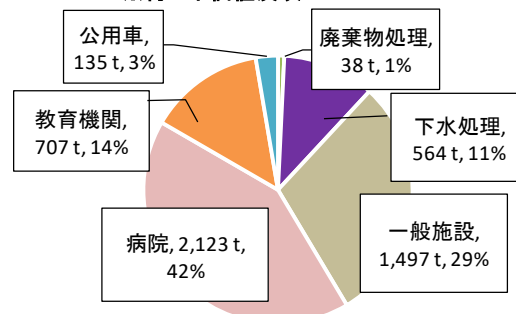
【図1】温室効果ガス排出量の経年実績 (単位:t-CO₂)



【図2】令和5年度要因別排出量(単位:t-CO₂) ※再エネ価値反映



【図3】令和5年度施設別排出量(単位:t-CO₂) ※再エネ価値反映



※廃棄物の焼却は実施していませんが、最終処分場・リサイクルセンターでの廃棄物処理は継続的に実施しています。

(5) 加西市役所の環境マネジメントシステム

加西市市役所の事務・事業における一層の環境負荷低減を目的として、平成 14 年度から環境マネジメントシステムを運用しています。

- ・平成 14 年度 環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得。
- ・平成 17 年度 ISO14001 認証期間満了に伴い、自己宣言に移行。
- ・平成 19 年度 環境省策定の環境経営システム「エコアクション 21（EA21）」の認証を取得。
- ・平成 25 年度 エコアクション 21 の認証・登録を終了。
- ・平成 26 年度 兵庫県内 7 市で構成されている「環境マネジメントシステムに係る自治体間相互環境監査に関する覚書」へ加入し、独自規格による運用を開始。
加西市からは明石市・宝塚市の環境監査を行い、加西市は明石市・芦屋市による環境監査を受けた。
- ・平成 27 年度 加西市からは芦屋市・伊丹市の環境監査を行い、加西市は姫路市・宝塚市による環境監査を受けた。
- ・平成 28 年度 加西市からは西宮市・尼崎市の環境監査を行い、加西市は明石市・芦屋市による環境監査を受けた。
- ・平成 29 年度 加西市からは姫路市・明石市の環境監査を行い、加西市は姫路市・宝塚市による環境監査を受けた。
- ・平成 30 年度 加西市からは宝塚市・芦屋市の環境監査を行い、加西市は明石市・芦屋市による環境監査を受けた。
- ・令和元年度 加西市は宝塚市・伊丹市の環境監査を行い、加西市は明石市・宝塚市による環境監査を受けた。
- ・令和 2 年度 加西市は尼崎市・芦屋市の環境監査を行い、加西市は姫路市・明石市による環境監査を受けた。
- ・令和 3 年度 加西市は姫路市・西宮市の環境調査を行い、加西市は芦屋市・伊丹市による環境監査を受けた。
- ・令和 4 年度 加西市は尼崎市・芦屋市の環境調査を行い、加西市は西宮市・尼崎市による環境監査を受けた。
- ・令和 5 年度 加西市は明石市・伊丹市の環境調査を行い、加西市は姫路市・宝塚市による環境監査を受けた。

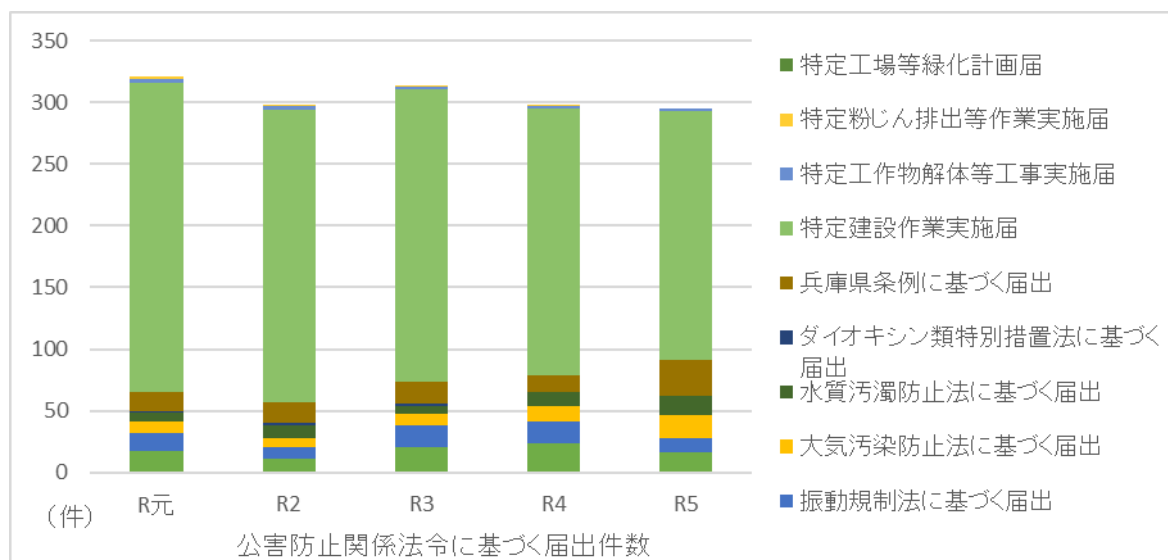
2 公害防止関係法令に基づく届出状況

工場・事業場は、周辺の生活環境や人の健康に著しい影響を及ぼすおそれのある施設を設置する場合、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）により、「特定施設設置届」をあらかじめ届け出なければなりません。

また、建設工事に伴い著しい騒音・振動・粉じんが発生する場合は、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、兵庫県条例により、「特定建設作業」として届け出なければなりません。

さらに、床面積が 1,000 ㎡以上又はアスベストを含む建物を解体する場合には、兵庫県条例により、「特定工作物解体等工事实施届」を、大気汚染防止法により「特定粉じん排出等作業実施届」を届け出なければなりません。

届出区分 \ 年度	R 元	R2	R3	R4	R5
特定施設設置届(件)					
ア 騒音規制法に基づく届出	17	11	21	24	16
イ 振動規制法に基づく届出	15	9	17	17	12
ウ 大気汚染防止法に基づく届出	9	8	10	13	19
エ 水質汚濁防止法に基づく届出	8	10	6	11	15
オ ダイオキシン類特別措置法に基づく届出	1	2	2	－	－
カ 兵庫県条例に基づく届出	15	17	18	14	29
特定建設作業実施届、特定工作物解体等工事实施届、特定粉じん排出等作業実施届、特定工場等緑化計画届(件)					
キ 特定建設作業実施届	251	237	237	216	202
ク 特定工作物解体等工事实施届	3	3	2	2	2
ケ 特定粉じん排出等作業実施届	2	1	1	1	－
コ 特定工場等緑化計画届	－	－	－	－	－
計	321	298	314	298	295



※ 表中「－」は、実績無しを意味する。

3 公害（苦情）の発生及び処理状況

（1）公害（苦情）の受理件数

環境基本法において「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずることをいう」とされており、この7種類の公害を「典型7公害」といいます。公害に関する苦情は、地域住民の生活に密接に関係した問題であり、迅速にかつ適切に処理することが重要です。

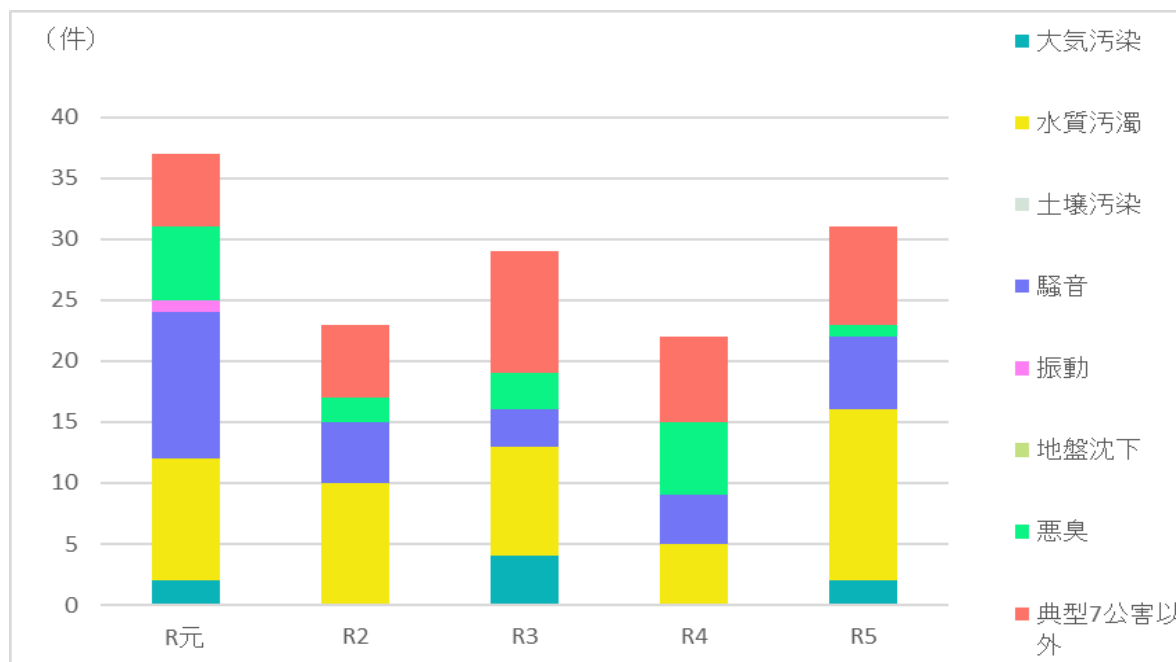
加西市における公害（苦情）の主な内容については、水質汚濁、騒音、悪臭に関する苦情となっています。水質汚濁では酸素不足による魚のへい死やアオコの発生に関する事、騒音では工場や建設作業に係る騒音に関する苦情が寄せられています。

また、近年の苦情全般に関する特徴として、法令に基づく規制基準以下であるものや、そもそも法令の対象外であるものが多く、多様化する社会の中で苦情解決が困難なケースが多いことが挙げられます。

ア 公害（苦情）の種類別受理件数

公害(苦情)の種類 \ 年度	公害(苦情)の種類 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
典型7公害	① 大気汚染	2	-	4	-	2
	② 水質汚濁	10	10	9	5	14
	③ 土壌汚染	-	-	-	-	-
	④ 騒音	12	5	3	4	6
	⑤ 振動	1	-	-	-	-
	⑥ 地盤の沈下	-	-	-	-	-
	⑦ 悪臭	6	2	3	6	1
	小計	31	17	19	15	23
典型7公害以外	典型7公害以外	6	6	10	7	8
合計		37	23	29	22	31

※ 表中「-」は、実績無しを意味する。



イ 公害（苦情）の発生地域別受理件数

用途地域 \ 年度	R 元	R2	R3	R4	R5
第一種低層住宅専用地域	2	-	-	1	1
第二種低層住宅専用地域	-	-	-	-	-
第一種中高層住居専用地域	-	-	-	-	1
第二種中高層住居専用地域	-	-	-	-	1
第一種住居地域	1	1	3	1	1
第二種住居地域	2	2	5	2	-
近隣商業地域	-	-	1	2	-
準工業地域	-	-	-	1	-
工業地域	-	2	1	2	5
工業専用地域	-	-	-	-	-
市街化調整区域	30	18	19	13	22
都市計画区域外	2	-	-	-	-
計	37	23	29	22	31

※ 表中「-」は、実績無しを意味する。

ウ 公害（苦情）被害の種類別受理件数

被害の種類 \ 年度	R 元	R2	R3	R4	R5
健康	-	-	1	1	1
財産	11	9	14	-	2
動・植物	2	6	4	6	-
感覚的・心理的	24	8	10	15	28
その他	-	-	-	-	-
計	37	23	29	22	31

※ 表中「-」は、実績無しを意味する。

(2) 公害（苦情）の処理状況

処理状況 \ 年度	R 元	R2	R3	R4	R5
受理件数の総数	37	23	29	22	31
直接処理(解決)した件数	34	21	29	18	27
他に移送した件数	1	2	-	2	3
継続件数	2	-	-	2	1

※ 表中「-」は、実績無しを意味する。

4 不法投棄への対応

不法投棄を許さない地域づくりを推進するため、北播磨県民局とのタイアップを図り、地域住民の主体的な活動として、不法投棄防止活動推進員を市内99地区に291人推薦し、不法投棄の監視に努めました。

また小中学校PTAによる資源ごみの集団回収運動奨励金、ごみ減量化機器設置補助金を交付してごみ減量に対する意識の啓発を図りました。